

【登記事項証明書等の変更点】

平成21年12月14日から

	項 目	変 更 内 容
1	証明書等用紙の向きがA4判たて型化	不動産登記の登記事項証明書及び登記事項要約書について、用紙の向きがA4判たて型に変更される。
2	登記事項証明書のレイアウトの変更	登記事項証明書の用紙の向きをA4判たて型に変更したことに伴い、旧様式中①表題部の「原因及びその日付」と「登記の日付」を一つの枠にまとめると共に、②権利部の「原因」の枠が「権利者その他の事項」に統合される。
3	登記事項証明書の欄外表示	登記事項証明書の欄外の「物件情報」、「登記事項証明書の種類」及び「物件種別」の表示が削除される。
4	登記事項要約書の編集内容の変更①	複数の登記で持分を取得した名義人について、すべての現に効力を有する持分取得登記の受付年月日と受付番号が要約書の受付年月日・受付番号の部分に記録される（旧様式においては、最新の持分取得登記の受付年月日・受付番号のみ記録されている。）。
5	登記事項要約書の編集内容の変更②	所有権の回復登記がされた名義人を要約書に編集する際、受付年月日・受付番号を下線のない状態で要約書の受付年月日・受付番号欄に記録される（旧様式においては、回復対象となった所有権登記に記載されている下線が付された状態で受付年月日・受付番号が記録されている。）。